

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金
(ひとり親世帯分) 申請書(請求書)

令和5年度

支給市区町村

練馬区長殿

受付

審査1

入力

審査2

【誓約・同意事項】に誓約・同意の上、
申請します。

区受付印

1. 申請・請求者

記入日 令和 年 月 日

(フリガナ) 氏名	性別	生年月日	現住所
	男・女	昭和・平成・西暦 年 月 日	練馬区
個人番号(マイナンバー)			電話 ()
公的年金受給状況	基礎年金番号 年金コード	児童の父または母の死亡による遺族補償の受給状況	
<input type="checkbox"/> 受けることができる(種類:) <input type="checkbox"/> 支給停止 (種類:) <input type="checkbox"/> 受けることができない		<input type="checkbox"/> 受けることができる(種類:) <input type="checkbox"/> 支給停止 (種類:) <input type="checkbox"/> 受けることができない	

※ 「公的年金」とは、「遺族年金(遺族基礎年金、遺族厚生年金および遺族共済年金を含む。）」、「老齢年金(老齢基礎年金、老齢厚生年金および退職共済年金を含む。）」、「障害年金(障害基礎年金、障害厚生年金および障害共済年金を含む。）」、「母子年金」、「恩給」等をいいます。

※ 「受けることができる」とは、現に受けているとき、申請中であるときまたは申請すれば受けることができる状態にあるときをいいます。

2. 監護等児童

申請時点において、児童扶養手当の支給要件に該当する児童について記載してください。

No.	(フリガナ) 氏名	続柄	性別	障害の有無	生年月日	同居・別居の別	住所(別居の場合のみ記入)
1			男・女	有・無	平成・令和・西暦 年 月 日	同居・別居	
2			男・女	有・無	平成・令和・西暦 年 月 日	同居・別居	
3			男・女	有・無	平成・令和・西暦 年 月 日	同居・別居	
4			男・女	有・無	平成・令和・西暦 年 月 日	同居・別居	
5			男・女	有・無	平成・令和・西暦 年 月 日	同居・別居	

※ 「監護等」とは、児童扶養手当の受給資格者が母の場合には監護すること、父の場合には監護し、かつ生計を同じくすること、養育者の場合には養育することをいいます。

※ 18歳到達後最初の3月31日が令和6年3月31日以降である児童または申請時点において障害の状態にある20歳未満の者が対象です。

※ 「障害」とは、児童扶養手当法施行令第1条第1項に定める障害の状態をいいます。

3. 配偶者および扶養義務者

同居する配偶者または生計を同じくする扶養義務者等がある場合は記入してください。

配偶者/扶養義務者	氏名	続柄	公的年金受給の有無	扶養義務者	氏名	続柄	公的年金受給の有無
配偶者			有・無	扶養義務者			有・無
扶養義務者			有・無	扶養義務者			有・無

※ 扶養義務者とは、申請者と生計を同じくしている(または申請者が養育者である場合には申請者の生計を維持している)申請者の父母、祖父母、子、孫、兄弟姉妹等の直系血族をいいます。

4. 申請額・請求額

対象児童数	人	申請額・請求額	円
-------	---	---------	---

※ 給付金の対象児童の人数を記入してください。対象児童の人数は「2. 監護等児童」に記載された児童の人数になります。

※ 申請額・請求額は、対象児童1人当たり一律50,000円となります。(例)対象児童数3人の場合 : 50,000円 × 3人 = 150,000円

提出書類に不備がないかご確認のうえ、令和6年2月29日(木)必着にて、ご提出ください。

次ページも必ずご確認ください。

5. 児童扶養手当の支給要件 申請時点において児童扶養手当の支給要件に該当しているかについて確認するため、以下のいずれかに該当する児童を監護等しているかについて、該当する項目のチェック欄(□)に『✓』を入れてください。
※既に児童扶養手当の受給資格について練馬区の認定を受けている場合は不要です。

支給要件			
<input type="checkbox"/>	父母が婚姻(法律婚)を解消した児童	<input type="checkbox"/>	父または母が引き続き1年以上遺棄している児童
<input type="checkbox"/>	父母が婚姻(事実婚)を解消した児童	<input type="checkbox"/>	父または母がDV被害に関する保護命令を受けた児童
<input type="checkbox"/>	父または母が死亡した児童	<input type="checkbox"/>	父または母が引き続き1年以上拘禁されている児童
<input type="checkbox"/>	父または母が障害の状態にある児童	<input type="checkbox"/>	母が婚姻によらないで懐胎した児童
<input type="checkbox"/>	父または母の生死が明らかでない児童		

※「障害」とは、児童扶養手当法施行令第1条第2項に定める障害の状態をいいます
 ※「遺棄」とは、父または母が児童と同居しないが監護義務をまったく放棄している場合をいいます。

6. 受取方法 希望する受取方法のチェック欄(□)に『✓』を入れて、必要事項を記入してください。

- ア 公金受取口座への振込みを希望** (原則、申請・請求者の口座とします。)
 ※マイナポータル等から公金受取口座の登録が必要。振込先金融機関口座確認書類の添付は不要。
- イ 指定の金融機関口座への振込みを希望** (原則、申請・請求者の口座とします。)
 ※振込先金融機関口座確認書類を添付してください。

【受取口座記入欄】

金融機関名		支店名		分類	口座番号 (右詰めでお書きください。)	口座名義 (フリガナのみ) ※「申請・請求者」名義に限る。 ※通帳の表記に合わせてください。
1 銀行	5 農協	本・支店	本・支所	1 普通 2 当座		
2 金庫	6 漁協	本・支店	出張所			
3 信組	7 信漁連	支店コード				
4 信連						
金融機関コード						

※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」（通帳見開き下部に記載）をご記入ください。
 ※長期間入出金のない口座を記入しないでください。

- ウ 窓口での現金支給を希望**
 ※金融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方など、どうしても口座による受け取りが出来ない方のみが対象となります。本人確認書類を添付してください。

【誓約・同意事項】 以下の項目を確認し、チェック欄(□)に『✓』を入れてください。

- 以下の内容を確認し、全ての項目に誓約・同意します。**

- 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)(以下「給付金(ひとり親世帯分)」という。)の支給要件に該当します。
- 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)を受給済みではありません(受給していた場合には、給付金(ひとり親世帯分)を返金します)。
- 給付金(ひとり親世帯分)の支給要件の該当性等を審査等するため、練馬区が必要な住民基本台帳情報、税情報や公的年金情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- この申請書は、練馬区において支給決定をした後は、給付金(ひとり親世帯分)の請求書として取り扱います。
- 練馬区が支給決定をした後、申請書(請求書)の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和6年2月29日までに、練馬区が申請・請求者に連絡・確認できない場合に、給付金(ひとり親世帯分)が支給されないことに同意します。
- 給付金(ひとり親世帯分)の支給後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や給付金(ひとり親世帯分)の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金(ひとり親世帯分)を返還します。
- 既に他の市区町村で給付金(ひとり親世帯分)または給付金(ひとり親世帯以外分)を受給していた場合には、給付金(ひとり親世帯分)を返還します。

提出書類

- 『低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分) 申請書(請求書)』(本書)
- 『申請者・請求者本人確認書類の写し(コピー)』
 ※申請者・請求者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)をご用意ください。
- 『個人番号確認書類』
 ※マイナンバーカード(裏面)、通知カード(氏名、住所等の記載事項に変更がないまたは正しく変更手続がとられている場合に限り)等
- 『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』(※「6. 受取方法」で「イ」を選択した場合に限る。)
 ※通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)をご用意ください。
- 『児童扶養手当の支給要件を確認できる書類』
 ※既に練馬区において、児童扶養手当・児童育成手当・ひとり親家庭等医療費助成のいずれかの認定を受けている場合は提出不要です。認定を受けていない方は、戸籍謄本または抄本をご用意ください。
 (「2. 監護等児童」および「5. 児童扶養手当の支給要件」において、父または母が児童が障害の状態にある場合は、確認するための書類(障害者手帳の写し、障害年金に係る年金証書、特別児童扶養手当証書等)を添付してください。)
- 『簡易な収入(所得)見込額の申立書』(別紙様式第4号)
 ※申立てを行う収入(所得)に係る給与明細書、年金振込通知書等の収入額が分かる書類を添付してください。

**公金受取口座
未登録の方**

マイナンバーカードがあれば、マイナポータルから簡単に公金受取口座を登録いただけます。
 登録は給付金の支給要件ではありません。 「公金受取口座」の概要及び登録はこちら

(公金受取口座制度とは)
 国民の皆さまが給付金等の受取のための口座をデジタル庁に登録いただく制度です。今後の緊急時の給付金等の申請において、申請書への口座情報の記載や通帳の写しの添付等が不要になります。

